

11 事業段階關係地域

11 事業段階関係地域

東京都環境影響評価条例第 49 条第 1 項の規定により知事が定めた事業段階関係地域（平成 30 年 6 月 28 日決定）は、表 11-1 に示すとおりである。

また、その範囲は図 11-1 に示すとおりである。

表 11-1 事業段階関係地域の区町名

特別区及び市町村の名称	町 名
東京都江戸川区	江戸川一丁目、江戸川二丁目、江戸川三丁目、江戸川四丁目、篠崎町四丁目、篠崎町六丁目、下篠崎町、西瑞江三丁目、西瑞江四丁目、東篠崎一丁目、東篠崎二丁目、東篠崎町、東瑞江一丁目、東瑞江二丁目、東瑞江三丁目、瑞江二丁目、瑞江三丁目、瑞江四丁目、南篠崎町一丁目、南篠崎町二丁目、南篠崎町三丁目、南篠崎町四丁目及び南篠崎町五丁目の区域

また、本事業の実施が環境に影響を及ぼすおそれがある地域の範囲は、図 11-1 に示すとおりで、大気汚染推定範囲（半径 1.6km）とした。当該地域の近隣縣市を管轄する市の名称及び町名は表 11-2 に示すとおりである。

表 11-2 当該地域の近隣縣市の市町名

縣市の名称	町 名
千葉県市川市	相之川一丁目、相之川二丁目、相之川三丁目、相之川四丁目、新井一丁目、新井二丁目、新井三丁目、伊勢宿、入船、押切、欠真間一丁目、欠真間二丁目、香取一丁目、香取二丁目、行徳駅前一丁目、行徳駅前二丁目、行徳駅前三丁目、行徳駅前四丁目、塩焼三丁目、末広一丁目、末広二丁目、関ヶ島、富浜二丁目、富浜三丁目、新浜一丁目、新浜二丁目、広尾一丁目、広尾二丁目、福栄一丁目、福栄二丁目、福栄三丁目、福栄四丁目、本行徳、本塩、湊、湊新田、湊新田一丁目、湊新田二丁目、南行徳一丁目、南行徳二丁目及び南行徳三丁目の区域

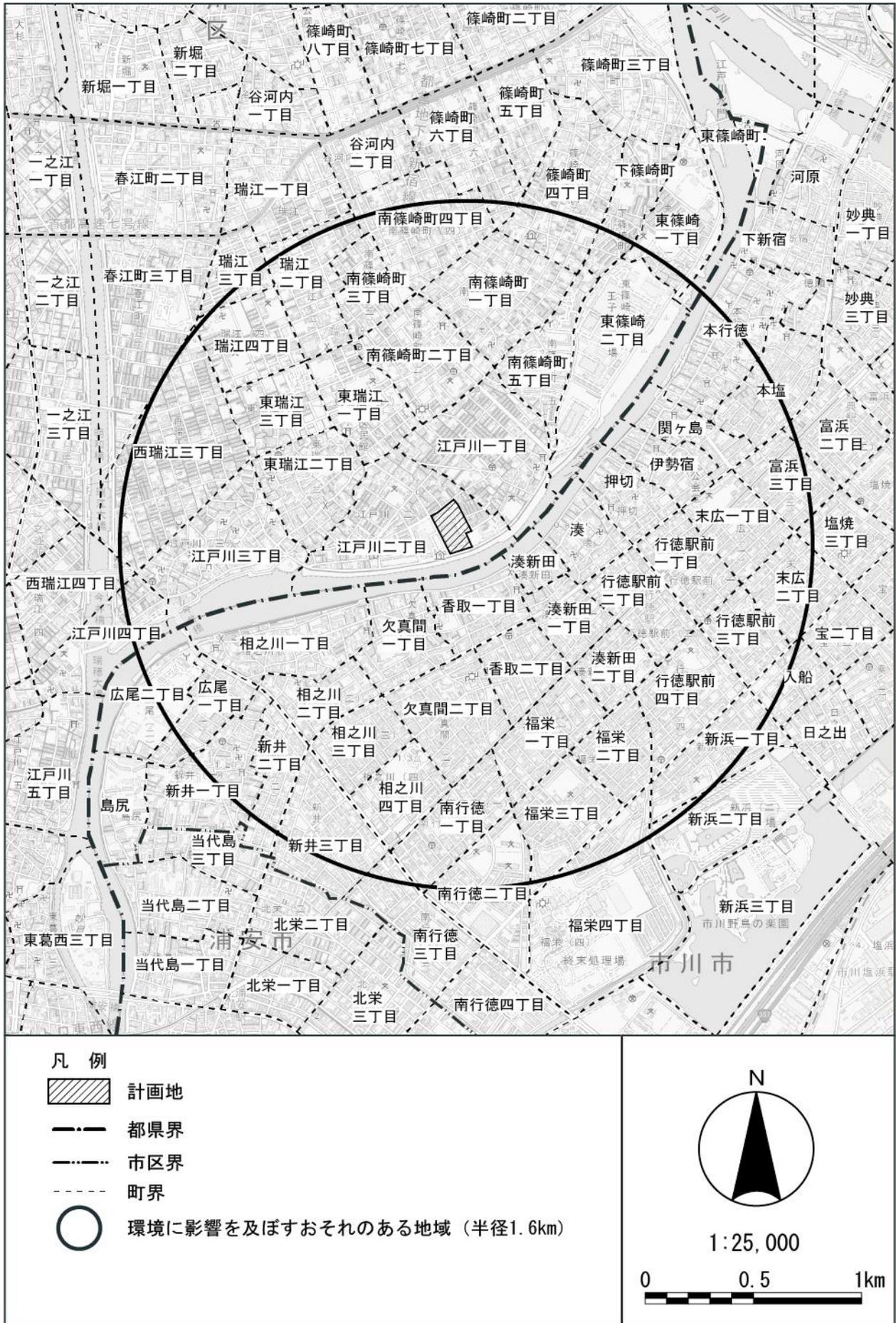


図 11-1 事業段階関係地域等